2025年８月27日

各　位

会　社　名　　株式会社メタプラネット
代表者名　　代表取締役社長　サイモン・ゲロヴィッチ
（スタンダードコード：3350）
問合せ先　　ＩＲ部長　　中　川　美　貴
電話番号　　03-6772-3696

第三者割当により発行された第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の行使停止指定に関するお知らせ

当社が2025年６月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）につき、その行使を停止することを決定いたしました。つきましては、割当先であるEVO FUNDとの間で締結した本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）に基づき、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EJS」といいます。）に対して、行使停止期間開始日において残存する本新株予約権の全部について行使を停止するよう本日通知いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

＜行使停止通知の内容＞

（１）新株予約権の名称	株式会社メタプラネット第20回新株予約権 株式会社メタプラネット第21回新株予約権 株式会社メタプラネット第22回新株予約権
（２）行使停止通知日	2025年８月27日
（３）行使停止期間	2025年９月３日（当日を含む。）から2025年９月30日（当日を含む。）までの18取引日の期間
（４）本日時点における未行使残存個数（株数）	第20回新株予約権：360,000個（36,000,000株） 第21回新株予約権：1,850,000個（185,000,000株） 第22回新株予約権：1,850,000個（185,000,000株）

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年６月６日公表の「第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

本買取契約に基づき、当社はいつでも、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また、当社は行使の停止の効力発生日以降いつでも、EJSに対して、本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。なお、当社は、行使の停止指定又は行使の再開許可を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

以　上